

千葉県プレーパーク開催要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、本市における市民によるプレーパークの開催について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレーパーク 子どもたちの健全な育成を目的として、「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ」という理念を前提に、地域住民等が主体となって開催する活動であり、かつ、個人・団体等が広く公平に参加できるものとする。
- (2) 団体 二人以上の者が共同の目的を達成するためにまとまった集団をいい、法人格を有することを要しない。
- (3) 開催団体 千葉県プレーパーク開催支援要綱（以下、「支援要綱」という。）第3条に定める千葉県プレーパーク開催団体をいう。
- (4) 定期団体 支援要綱第6条に定める千葉県プレーパーク定期開催団体をいう。

(開催)

第3条 開催団体及び定期団体は、プレーパークの開催にあたり、市長より都市公園法第6条に基づく占用の許可または千葉県都市公園条例第2条に基づく行為の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする開催団体及び定期団体は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) プレーパーク開催場所の近隣自治会長の同意書
- (2) 団体登録証

3 前項第2号における団体登録証とは、開催団体においては千葉県プレーパーク開催団体登録証（支援要綱に規定する様式第5号）をいい、定期団体においては千葉県プレーパーク定期開催団体登録証（支援要綱に規定する様式第1

0号)をいう。

(優先確保)

第4条 定期団体は、千葉市都市公園内行為許可及び占用許可に関する取扱要綱第9条の規定による優先確保に係る申請をすることができる。

(火気の使用)

第5条 開催団体及び定期団体は、プレーパークの開催に伴い火気を使用する場合、開催場所の近隣自治会長からの同意及び開催場所を所管する公園緑地事務所からの許可のうえ、千葉市火災予防条例第45条に基づく届け出をしなければならない。

2 火気の使用については、公園管理上支障のない必要最小限のものとし、煙等により近隣の迷惑にならないようにしなければならない。

(事故への対応)

第6条 プレーパークの開催中、活動に伴って発生した事故については、開催団体及び定期団体がその責任を負うものとする。

2 開催中に事故やトラブルが発生した場合は、開催団体及び定期団体は適切な処置を講じたのち事故の概要及び対応の経過等について、市長へ速やかに報告しなければならない。

3 開催団体及び定期団体は、開催期間中の事故等に対応する適切な賠償責任保険に加入しなければならない。

(適用除外)

第7条 市が委託により開催する、子どもたちの森公園におけるプレーパークの開催については、本要綱は適用しない。

(事務の担当)

第8条 本要綱に関する所管は、都市局公園緑地部公園管理課が行う。

2 プレーパークの開催に関する許可及びそれらに関する事

務は、当該公園を所管する公園緑地事務所が行う。

(補則)

第9条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。